

体型調査農家における牛群奨励審査の取扱要項

制定 平14. 4. 1

改正 平26. 4. 1 令和元. 10. 1

(趣 旨)

第1 体型調査事業等と併せて審査成績証明を申込みときは、「牛群奨励審査」とし、この要項による料金を適用する。

(申 込)

第2 牛群奨励審査は、当該審査期間において体型調査を実施する際に、併せて調査対象以外のホルスタイン種登録経産牛の審査成績証明を申込みものとする。

(証明書)

第3 この要項により審査を受けた登録牛は、審査成績証明書を発行する。

(料 金)

第4 この要項による牛群奨励審査の申込料金は1頭につき5,500円とし、7頭以上受けた場合は、本会規程の牛群ごとの審査成績証明料を適用する。

(施 行)

第5 この要項は、令和元年10月1日から施行する。